

入学検定料の返還について

いったん納入された入学検定料は返還しません。
ただし、対象事由のいずれかに該当する場合は、請求により返還を受けることができます。
希望者は以下を参照の上、締切日までに請求を行ってください。

1. 入学検定料返還対象事由

- (1)入学検定料を納入したが、出願書類を提出しなかった場合。
- (2)入学検定料を納入し、出願書類を提出したが受理されなかった場合。
- (3)入学検定料を誤って二重もしくは過剰に納入した場合。

2. 請求方法

市販の長形3号（長3）封筒に、下記「3.返還請求に必要な書類」を入れ、「6.請求先」に簡易書留で送付してください。

ただし、「4.返還請求受付締切日」までに必要書類が提出されない、または必要書類の記載に不備、重大な誤りがある場合は、請求を受理できませんのでご了承ください。

3. 返還請求に必要な書類

	クレジットカードで決済を行った場合	Web コンビニで決済を行った場合
(1)入学検定料返還請求願 (本学所定用紙)	○	○
(2) 返還振込先の口座が確認できるもののコピー（金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が表記されている「通帳表紙」、「キャッシュカード」等のコピー）	—	○
(3)入学検定料の納入金額が証明できる書類（振込金受取証のコピー、入金確認メールをプリントアウトしたものなど）	○	○

4. 返還請求受付締切日

(1)4月～8月に実施する入試[修士課程秋期入試、博士（後期）課程秋期入試、学科推薦、一般（一次）入試]： 7月31日〔必着〕

(2)12月～3月に実施する入試[一般（二次）入試、博士（後期）課程春期入試]： 1月31日〔必着〕

5. 返還日

	クレジットカードで決済を行った場合	Web コンビニで決済を行った場合
4月～8月に実施する入試 [修士課程秋期入試、博士（後期）課程秋期入試、学科推薦、一般（一次）入試]	9月30日まで	9月30日
12月～3月に実施する入試 [一般（二次）入試、博士（後期）課程春期入試]	2月28日まで	2月28日
備考	本学側の返金処理は返還請求受付締切日の翌月初旬に行います。 クレジットカードへの返金反映はクレジットカード会社により異なるため、そちらにお問い合わせください。	

6. 請求先

〒135-8548 東京都江東区豊洲3-7-5

芝浦工業大学 豊洲大学院課 入学検定料返還係 宛

7. 注意事項

(1)入学検定料及び決済手数料を返還します。

(2)返還請求に必要な書類の送料は志願者負担です。

(3)記入した内容に訂正がある場合は、二重線のうえ、必ず訂正印をお願いします。

(4)振込先口座は志願者本人または保護者の名義のものに限ります。

【問い合わせ先】

芝浦工業大学大学院課

daigakuin@ow.shibaura-it.ac.jp